

平成27年4月1日施行  
平成28年4月6日変更  
平成28年10月18日変更

## **需要想定要領**

電力広域的運営推進機関

## 目次

I. 総 則	5
1. 目的	5
2. 改正	5
3. 通知及び公表	5
4. 定義	5
(1) 使用端電力量	5
(2) 二次端電力量	5
(3) 需要端電力量	5
(4) 送電端電力量	5
(5) 発電端電力量	5
(6) 最大3日平均電力	6
(7) 負荷率	6
(8) 夏季需要・ベース需要	6
(9) 供給区域需要	6
(10) 小売需要	6
II. 需 要 想 定 の 基 本 事 項	7
1. 想定の目的	7
2. 想定期間	7
3. 想定区分と想定主体	7
(1) 供給区域の需要想定	7
(2) 小売需要の想定	7
4. 想定対象	7
(1) 需要電力量	7
(2) 送電端最大需要電力	7
5. 需要区分	7
(1) 家庭用その他	7
(2) 業務用、産業用その他	8
6. 前提諸元	8
III. 需 要 実 績 の 補 正	9
1. 補正方針	9
2. 補正方法	9
3. 気温補正	9
(1) 補正方針	9
(2) 実施主体	9
(3) 補正対象	9

(4) 需要電力量の補正	9
(5) 最大需要電力の補正	12
(6) 本機関への提出	13
4. 開補正	14
(1) 補正方針	14
(2) 実施主体	14
(3) 補正対象	14
(4) 需要電力量の補正	14
(5) 本機関への提出	14
<b>IV. 供給区域の需要想定</b>	<b>15</b>
1. 想定方針	15
2. 想定方法	15
(1) 第1年度及び第2年度並びに第10年度の想定	15
(2) 各月の需要想定(第1年度)	17
(3) 第3年度から第9年度(中間年度)の想定	17
3. 本機関への提出	17
(1) 提出時期	17
(2) 提出内容	18
(3) 様式	18
4. その他	18
<b>V. 供給区域の需要想定の検証</b>	<b>19</b>
1. 検証方針	19
2. 実施主体	19
3. 検証対象	19
4. 検証方法	19
5. 本機関への提出	20
(1) 提出時期	20
(2) 提出内容	20
(3) 様式	20
<b>VI. 小売需要の想定</b>	<b>21</b>
1. 想定方針	21
2. 想定方法	21
(1) 第1年度及び第2年度並びに第10年度の想定	21
(2) 各月の需要想定(第1年度)	22
(3) 第3年度から第9年度(中間年度)の想定	22
3. 本機関への提出	22
(1) 提出時期	22

(2) 提出内容 .....	22
(3) 様式 .....	22
4. 小売需要の想定の検証 .....	23
5. その他 .....	23
VII. 電 力 需 要 調 書 記 載 様 式 .....	24

## I. 総 則

### 1. 目的

本要領は、「電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程」（以下「業務規程」という。）第19条に基づき、需要想定の手法等に関する具体的な事項を定め、本機関の会員による需要想定業務の円滑な運用を図ることを目的とする。

### 2. 改正

本機関は、業務規程第21条第1項に基づき、本要領の変更の必要があると認めるときには、毎年11月上旬までに改正する。

### 3. 通知及び公表

本機関は、業務規程第19条及び第21条第1項に基づき、本要領を変更する際には、会員に通知するとともに公表する。

### 4. 定義

#### (1) 使用端電力量

一般の需要に応じて一般送配電事業者の流通設備を通じて供給される電力量。なお、本要領で「需要電力量」という場合、特に断りがない限り、使用端電力量のことを指すものとする。

#### (2) 二次端電力量

使用端電力量に配電損失量を加えたもの。

#### (3) 需要端電力量

使用端電力量に一般送配電事業者の変電所内用電力量を加えたもの。

#### (4) 送電端電力量

需要端電力量または使用端電力量に送配電損失量※を加えたもの。もしくは、発電端電力量から発電所内用電力量を差し引いたもの。

※需要端電力量に加える送配電損失量は、一般送配電事業者の変電所内用電力量を含まない。

#### (5) 発電端電力量

発電所の発生電力端の電力量。

## (6) 最大3日平均電力

ある月について1時間の最大需要電力を上位から3日採り、それを平均したもの。なお、本要領で「最大需要電力」という場合、特に断りがない限り、送電端最大3日平均電力を指すものとする。

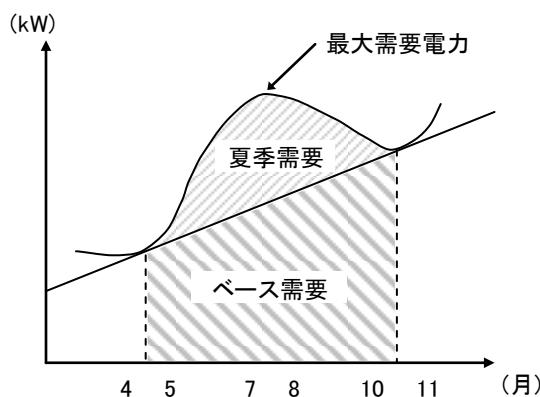
## (7) 負荷率

一定期間中の最大需要電力に対する平均電力（一定期間の電力量をその期間の総時間で除したもの。期間の採り方により日・月・年平均電力等がある）の比率で、負荷の特性を表すもの。

## (8) 夏季需要・ベース需要

最大需要電力のうち、夏季の気温影響等による需要分を夏季需要とし、それ以外をベース需要とする。

### 【イメージ】



## (9) 供給区域需要

一般送配電事業者の各供給区域において、小売電気事業者及び一般送配電事業者が一般送配電事業者の流通設備に接続する一般の需要に応じて供給する電気の量。

なお、電気事業法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給により供給されるものがある場合、当該電気の量は各供給地点が属する供給区域需要に区分する。

## (10) 小売需要

小売電気事業者及び登録特定送配電事業者が一般の需要に応じて供給する電気の量。

## II. 需要想定の基本事項

### 1. 想定の目的

将来に亘っての需要を見通すことにより、供給計画における需給バランス評価並びに流通設備計画、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定の前提諸元とする。

### 2. 想定期間

想定期間は、需要想定を実施する年度の翌年度（以下「第1年度」という。）以降10カ年間とし、第1年度は月別に想定する。

### 3. 想定区分と想定主体

#### (1) 供給区域の需要想定

一般送配電事業者が自らの供給区域の需要を想定する。なお、本機関は、この想定結果を取りまとめ、妥当性を確認するとともに、送配電等業務指針及び本要領等への適合性を確認した上で、供給区域の需要想定の合計からなる全国の需要想定を策定する。

#### (2) 小売需要の想定

小売電気事業者及び登録特定送配電事業者が、自らの小売需要を一般送配電事業者の供給区域毎に想定する。

### 4. 想定対象

#### (1) 需要電力量

##### ①供給区域需要

使用端電力量、需要端電力量及び送電端電力量

##### ②小売需要

送電端電力量

#### (2) 送電端最大需要電力

##### ①各年度の最大3日平均電力

②第1年度については各月の最大3日平均電力

### 5. 需要区分

#### (1) 家庭用その他

低圧により受電する需要とする。

(2) 業務用、産業用その他

特別高圧・高圧により受電する需要とし、業務用と産業用その他に区分する。

(注)電気事業法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給により供給されるものがある場合、当該分は家庭用その他、業務用または産業用その他いずれかの需要区分に含む。

## 6. 前提諸元

需要想定で経済指標を用いる際は、業務規程第 22 条に基づき本機関が策定する経済見通しを用いることとする。

### III. 需要実績の補正

#### 1. 補正方針

需要想定にあたり、実勢需要を把握するために、気温変動による需要への影響及び閏年の日数影響等を推測し、補正した平年ベースの需要に置き換える。

#### 2. 補正方法

上記方針に基づき、原則として、下記の補正を行う。

#### 3. 気温補正

##### (1) 補正方針

気温の変動による冷暖房機器などの稼動増減を推測し、この影響を除くことにより、実勢需要を把握する。

##### (2) 実施主体

一般送配電事業者が自らの供給区域の需要実績を補正する。

##### (3) 補正対象

供給区域の需要電力量及び最大需要電力を補正対象とする。

##### (4) 需要電力量の補正

原則として、日々の日平均気温における平年気温※と実績気温の累計温度差（以下「対象累計温度差」という。）に1°C当たりの気温感応度を乗じて算定するが、地域の実情等を考慮して算定してもよい。

※平年気温は30年間の気象庁の観測値に基づく平均の値。西暦の末尾が1となる年に10年ごとに更新。例）2011年から2020年までの10年間においては、1981年から2010年までの30年間の平均値を用いる。

##### ① 対象累計温度差の算出

対象累計温度差＝実績平均気温累計－平年平均気温累計

なお、対象累計温度差の算定にあたっては実績平均気温が、足切り温度※以上（冬季の場合は以下）となる日を対象とする。

※足切り温度とは冷房需要、暖房需要が稼動し始めると推定される温度（その温度を超えると（冬季は下回ると）平均日電力量が顕著に増加する温度）。設定温度は夏季20°C（北海道は17°C）、冬季13°Cとし、対象累計温度差を算定する際の基準値とする。

## ② 気温補正の要否判定

平年平均気温を著しく上回る（もしくは下回る）状態が連續した場合に補正することとし、下記の条件に該当する場合に気温補正を行う。

### a. 対象期間

供給区域毎の期間について下表のとおり区分し、期間に応じて気温補正の要否判定を行う。

	夏季	冬季	端境月
北海道・東北	7、8月	4、11、12、1、2、3月	5、6、9、10月
東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州	6、7、8、9月	12、1、2、3月	4、5、10、11月
沖縄	4、5、6、7、8、9、10、11月	—	12、1、2、3月

### b. 夏季・冬季

各月において下記の(a)または(b)の基準が満たされる場合の取り扱いは、下記のとおりとする。

(a) 下記の2基準が満たされる場合は、必ずその月全体を対象とした気温補正を実施する。

- i. 月平均気温の平年差が $\pm 0.5^{\circ}\text{C}$ 以上であること。
- ii. 月平均気温の平年差と当該月の対象累計温度差が同符号であること。

(b) 上記(a)の基準が満たされない場合で、当該月上旬、中旬、下旬のうち、一つ以上の旬において下記の3基準が満たされるときは、必ずその月全体を対象とした気温補正を実施する。

- i. 旬平均気温の平年差が $\pm 0.8^{\circ}\text{C}$ 以上であること。
- ii. 旬平均の平年気温及び実績気温のどちらか一方、または、両方が足切り温度以上（冬季の場合は以下）であること。
- iii. 旬平均気温の平年差と当該旬の対象累計温度差が同符号であること。

### c. 端境月

端境月における気温補正の取り扱いは、下記のとおりとする。

- (a) 下記の3基準が満たされる場合は、必ずその月全体を対象とした気温補正を実施するものとする。
  - i. 月平均気温の平年差が±0.5°C以上であること。
  - ii. 月平均の実績気温が足切り温度以上（冬季の場合は以下）であること。
  - iii. 月平均気温の平年差と当該月の対象累計温度差が同符号であること。
- (b) 上記(a)の基準が満たされない場合で、下記の3基準が満たされるとときは、必ず旬単位の気温補正を実施するものとする。
  - i. 旬平均気温の平年差が±0.8°C以上であること。
  - ii. 旬平均の平年気温及び実績気温のどちらか一方、または、両方が足切り温度以上（冬季の場合は以下）であること。
  - iii. 旬平均気温の平年差と当該旬の対象累計温度差が同符号であること。

### ③ 送電端電力量気温感応度（百万 kWh/°C）の推計

- a. 毎日の送電端電力量※（被説明変数）と平均気温（説明変数）との一次関数モデルのあてはめ（以下「相関計算」という。）を行い、平均気温の回帰係数を気温感応度とみなす。

なお、送電端電力量は原則として、送電端合計値とするが、大口需要・特殊需要など全体の基調把握に支障をきたすような需要については、これを対象外とすることができます。この場合、対象外とした特定の需要については、その旨を明示することとする。

- b. 気温と電力量との相関計算は、原則として「対象月ごとに」行うものとするが、旬単位での相関計算や連続する旬または月を含めた相関計算も可とする。
- c. 相関計算にあたっては土曜、日曜、祝祭日、盆、年末年始、異常気象等特殊要因により全体の基調把握に支障をきたすような日は、これを特異日として対象外とする。

※送電端電力量に代えて発電端電力量及び送電端電力量の組み合わせ、もしくは二次端電力量により算定してもよい。

### ④ 気温による変動量の算定

$$\text{気温感応度 (百万 kWh/°C)} \times \text{対象累計温度差 (°C)} = \text{気温変動量}$$

## ⑤ 送電端気温変動量の使用端への置換

送電端気温変動量の使用端への置換は、送配電損失率※を使用する。

※発電端電力量及び送電端電力量の組み合わせ、もしくは二次端電力量により算定する場合は、総合損失率もしくは配電損失率を使用する。

## ⑥ 用途別の補正対象及び配分方法

### a. 使用端気温変動量の各用途への配分

各用途の夏季（冬季）需要電力量の構成比または用途別の気温感応度の傾向などに応じて行うこととする。

但し、配分した用途別電力量による原単位が従来の趨勢から著しく乖離しているものは、原単位の趨勢で補正し得るものとする。

### b. 夏季（冬季）需要電力量の定義

冷暖房需要がほとんど使用されない月を結んだ直線をベース需要成長線とし、当該成長線を上回る部分を夏季（冬季）需要電力量とする。

### c. 用途別の補正対象

原則として家庭用その他、業務用とする。

但し、地域・需要特性に応じて補正対象を変えることができるものとする。

## ⑦ 気温による変動量の調定月ベースへの置換

暦月ベースの用途別使用端気温変動量について、調定月ベースへの置換は、各社の検針日の態様に応じて行う。

(注)補正対象となる需要実績（調定月ベース）は個々の需要家の検針結果の集計であり、検針日の都合により、日々のマクロ実績を合計した需要実績（暦月ベース）とは一致しないことがある。

## (5) 最大需要電力の補正

### ① 気温補正方法

原則として、夏季（7～9月）のうち全国最大発生月及び自らの供給区域の最大発生月の気温補正是下記の何れかにより算定する。

a. 実績最高気温と基準最高気温※の温度差と1°C当たりの気温感応度を乗じて算定する。

b. 実績不快指数と基準不快指数※の差と1ポイント当たりの不快指数感応度を乗じて算定する。

なお、地域の実情等（最大需要電力発生時気温、最低気温、湿度、降水量、露点温度、前日までの気温等）を考慮して算定してもよい。

また、冬季において、気温補正が必要となる場合は、原則として、実績平均気温と基準平均気温※の温度差と1°C当たりの気温感応度を乗じて算定するが、地域の実情等（最大需要電力発生時気温、最低気温、最高気温、降水量、

降雪量、前日までの気温等) を考慮して算定してもよい。

※ 基準最高気温、基準不快指数、基準平均気温は過去の最大3日平均電力発生日の実績に基づき設定する。

## ② 送電端電力気温感応度（万 kW／℃）の推計

- a. 毎日の送電端最大需要電力※（被説明変数）と最高気温（説明変数）との相関計算を行い、最高気温の回帰係数を気温感応度とみなす。（不快指数等を用いる場合も同様に算定する。）

なお、送電端最大需要電力は原則として、送電端合計値とするが、大口需要・特殊需要など全体の基調把握に支障をきたすような需要については、これを対象外とすることができる。

- b. 気温と最大需要電力との相関計算は、原則として「対象月ごとに」行うものとするが、旬単位での相関計算や連続する旬または月を含めた相関計算も可とする。
- c. 相関計算にあたっては土曜、日曜、祝祭日、盆、年末年始、異常気象等特殊要因により全体の基調把握に支障をきたすような日は、これを特異日として対象外とする。

※送電端最大需要電力に代えて発電端及び送電端の組み合わせ、もしくは二次端の最大需要電力により算定してもよい。なお、発電端及び送電端の組み合わせ、もしくは二次端の最大需要電力により算定する場合は、発電端と発電所内用電力の比率もしくは送電損失率を利用して送電端に置換する。

## ③ 基準気温差の算出

基準気温差＝実績最高気温－基準最高気温

（不快指数等を用いて算定する場合も上記に準じて算定する。）

## ④ 気温による変動量の算定

気温感応度（万 kW／℃）×基準気温差（℃）＝気温変動量

（不快指数等を用いて算定する場合も上記に準じて算定する。）

# （6）本機関への提出

## ① 提出時期

送配電等業務指針第5条第1項に基づき、下表に定める期限までに本機関に提出する。

項目	提出期限	
需要電力量	前年度下期 及び前年度	毎年6月末
	当年度上期	毎年11月末
最大需要電力	当年夏季*	毎年10月末

\* 冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、前年度冬季の提出期限は毎年5月末とする。

## ② 提出内容

供給区域における需要実績及び当該需要実績に対する気温による影響量等の情報とする。

## ③ 様式

VII. 電力需要調書記載様式に定める様式による。

## 4. 閏補正

### (1) 補正方針

閏年は暦日数が平年（365日）より1日多いことから、暦日数を平年に置き換えることにより、1日分の影響を除去し、需要の実勢を把握する。

### (2) 実施主体

一般送配電事業者が自らの供給区域の需要実績を補正する。

### (3) 補正対象

閏年について、供給区域の需要電力量（気温補正前）を補正対象とする。

### (4) 需要電力量の補正

#### ① 閏補正後使用端電力量の算定

閏補正後使用端電力量＝使用端電力量×365日÷366日

（閏補正電力量＝使用端電力量－閏補正後使用端電力量）

#### ② 閏補正後送電端電力量・閏補正後需要端電力量の算定

上記①に準じて算定する。なお、損失率を用いて算定してもよい。

### (5) 本機関への提出

閏補正を行った場合は、前記3. 気温補正の結果とあわせて本機関に提出する。

## IV. 供 給 区 域 の 需 要 想 定

### 1. 想定方針

本機関が策定する経済見通しを指標とし、最近の需要動向や過去における実績傾向及び地域の実情等を総合勘案の上、想定期間における平年ベースの需要電力量、送電端電力量、送電端最大需要電力を想定する。

### 2. 想定方法

上記方針に基づき、下記の手法により想定する。

想定は、原則として時系列または経済指標との回帰式によるものとする。

なお、想定における実績の観測期間は、短期想定（第1年度及び第2年度の想定）は原則として推定実績※を含む過去5～10年間、長期想定（第3年度から第10年度までの想定）は原則として前年度までの過去11年間によるものとする。

また、異常値の控除、気温・閏補正等を行った場合、及び想定手法を従来から変更した場合は、その旨明らかにすること。

※推定実績については、年間需要電力量は11月まで実績、12～3月は推計値とし、

夏季の最大需要電力は実績とする。

#### (1) 第1年度及び第2年度並びに第10年度の想定

##### ① 需要電力量

###### a. 家庭用その他

原則として、下記の何れかを用いて電力量を想定する。

(a) 口数・原単位法により想定する。

定義		想定方法
口数	年間延契約口数※×1/12	供給区域内人口／一口当たり人口による方法や時系列傾向線による方法、新設住宅着工戸数との相関による方法等により想定する。
原単位	年間需要電力量／口数	時系列傾向線や経済指標との相関等により想定する。

※年間延契約口数とは各月の契約口数を12か月分合計したもの

(b) 供給区域の人口動向との相関による方法、時系列傾向線による方法や経済指標との相関による方法等により想定する。

なお、地域の特性、自家発自家消費電力などを考慮して想定してもよい。

### b. 業務用

原則として、下記の何れかを用いて電力量を想定する。

- (a) 国内総生産、第3次産業粗資本ストック等との相関
- (b) 時系列傾向線

なお、地域の特性や個別需要家の動向、自家発自家消費電力などを考慮して想定してもよい。

### c. 産業用その他

原則として、下記の何れかを用いて電力量を想定する。

- (a) 鉱工業生産指数、国内総生産、第2次産業粗資本ストック等との相関
- (b) 時系列傾向線

なお、地域の特性や個別需要家の動向、自家発自家消費電力などを考慮して想定してもよい。

## ② 送電端電力量

変電所内用電力量を実績傾向並びに将来動向を勘案して想定し、それを需要電力量合計に加算（需要端電力量）、さらに、（送電端電力量－需要端電力量）／送電端電力量で求められる送配電損失率を実績傾向並びに将来動向を勘案して別途想定し、下記により送電端電力量を求める。

送電端電力量

$$= (\text{需要電力量} + \text{変電所内用電力量}) / (1 - \text{送配電損失率})$$

## ③ 送電端最大需要電力

下記の何れかにより想定する。

### a. 夏季需要※とベース需要の積み上げ

但し、冬季に最大需要電力が発生すると想定する地域においては、同様に冬季需要※とベース需要に区分して想定する。

	定義	想定方法
夏季需要	最大需要電力 －ベース需要	国内総生産、民間最終消費支出、夏季関連電力需要等との相関、時系列傾向線等により想定する。
ベース需要	端境月の需要水準	国内総生産、民間最終消費支出、鉱工業生産指数等との相関、時系列傾向線等により想定する。

※夏季需要および冬季需要は、各供給区域の一般送配電事業者が指定する月の値（気温補正前、気温補正後）により想定する。

#### b. 負荷率による想定

年（もしくは月、日）負荷率の実績傾向等から想定する。

なお、地域特性を勘案のうえ想定してもよい。

#### (2) 各月の需要想定（第1年度）

各月の実績傾向や個別需要家の計画等から想定する。

#### (3) 第3年度から第9年度（中間年度）の想定

中間年度の想定方法は次の通りとする。

第3年度以降は実績傾向及び第10年度想定値との関連等を総合勘案して想定する。

### 3. 本機関への提出

#### (1) 提出時期

##### ① 供給区域の需要想定

送配電等業務指針第4条第1項による。

毎年1月20日（但し、当該日が業務規程第10条第3項各号に掲げる本機関の休業日であるときは、その直前の営業日とする。以下、期限を定める箇所について同じ）

##### ② 供給計画の案

送配電等業務指針第8条第1項第2号による。

毎年3月10日

##### ③ 供給計画

送配電等業務指針第9条第1項第2号による。

毎年3月25日

(2) 提出内容

送配電等業務指針第4条第1項に定める想定期間及び想定対象による。

(3) 様式

VII. 電力需要調書記載様式に定める様式による。

#### 4. その他

(1) その他については「VII. 電力需要調書記載様式」に準拠すること。

(2) 供給計画の変更を経済産業大臣に届け出る場合は、本要領に準じて策定した需要想定を本機関に提出する。

## V. 供 給 区 域 の 需 要 想 定 の 檢 証

### 1. 検証方針

供給区域の需要について、過去に供給計画として届け出た需要想定と実績とを比較及び検証し、その知見をもって本要領の検証を行うなど、想定精度の向上に繋げる。

### 2. 実施主体

一般送配電事業者が自らの供給区域について行う。

### 3. 検証対象

前年度の需要電力量（使用端）及び当年度の夏季最大3日平均電力（送電端）の実績と、供給区域における過去に供給計画として届け出た需要想定のうち原則として下表の想定とを比較し、その差異について検証を行う。

但し、冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については前年度の冬季最大3日平均電力（送電端）も対象とする。なお、本機関は、検証する需要想定を必要に応じて変更することがある。

比較対象とする需要実績	検証する需要想定
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度
当年度の夏季最大3日平均電力	当年度計画の第1年度
前年度の冬季最大3日平均電力*	前年度計画の第1年度

\*冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域のみ対象

### 4. 検証方法

実績と想定の差について、気温等の影響や、人口、経済動向等、想定時に織り込んだ事象についてその影響量を検証する。詳細はVII. 電力需要調書記載様式に定める様式に準拠する。

## 5. 本機関への提出

### (1) 提出時期

送配電等業務指針第5条第4項による。

比較対象とする需要実績	提出期限
前年度の需要電力量	毎年7月末
当年度の夏季最大3日平均電力	毎年10月末
前年度の冬季最大3日平均電力*	毎年5月末

\*冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域のみ対象

### (2) 提出内容

3. 検証対象による。

### (3) 様式

VII. 電力需要調書記載様式に定める様式による。

## VI. 小 売 需 要 の 想 定

### 1. 想定方針

本機関が策定する経済見通し等も参考にしながら、最近の需要動向や過去における実績傾向、電源の調達計画、販売計画等を総合勘案の上、想定期間における送電端電力量、送電端最大需要電力を一般送配電事業者の供給区域毎に想定する。

### 2. 想定方法

上記方針に基づき、原則として下記の手法により想定する。

なお、過去における実績傾向から想定する場合で異常値の控除、気温・閏補正等を行ったとき、及び想定手法を従来から変更した場合は、その旨明らかにすること。

※送電端電力量および送電端最大需要電力を想定する際に損失率を用いる必要が生じた場合には、原則として接続送電サービスを締結する一般送配電事業者の供給区域毎の託送供給約款に記載の損失率、または過去の実績に基づく損失率を用いる。

#### (1) 第1年度及び第2年度並びに第10年度の想定

##### ① 送電端電力量

下記の何れかを用いて電力量を想定する。

- a. 最近の需要動向や過去における実績傾向に基づき想定する。なお、地域特性を勘案のうえ想定してもよい。
- b. 電源の調達計画等に基づき想定する。
- c. 個別需要家の動向及び契約獲得等の情報の積み上げにより想定する。
- d. 本機関が1月末までに公表する全国及び供給区域ごとの需要想定を参考に想定する。
- e. 上記手法の何れかを組み合わせた手法により想定する。
- f. そのほか合理的な手法により想定する。

## ② 送電端最大需要電力

下記の何れかにより想定する。

- a . 最近の需要動向や過去における実績傾向に基づき想定する。なお、地域特性を勘案のうえ想定してもよい。
- b . 電源の調達計画等に基づき想定する。
- c . 個別需要家の動向及び契約獲得等の情報の積み上げにより想定する。
- d . 本機関が 1 月末までに公表する全国及び供給区域ごとの需要想定を参考に想定する。
- e . 年（もしくは月、日）負荷率の実績傾向等から想定する。
- f . 上記の手法の何れかを組み合わせた手法により想定する。
- g . そのほか合理的な手法により想定する。

## (2) 各月の需要想定（第 1 年度）

下記の何れかにより想定する。

- ① 第 1 年度の想定において、各月毎に想定している場合はその値とする。
- ② 各月の実績傾向等や個別需要家の計画から想定する。

## (3) 第 3 年度から第 9 年度（中間年度）の想定

中間年度の想定方法は次の通りとする。

第 3 年度以降は実績傾向及び第 10 年度想定値との関連等を総合勘案して想定する。

## 3. 本機関への提出

### (1) 提出時期

#### ① 供給計画の案

送配電等業務指針第 8 条第 1 項第 1 号による。

毎年 2 月 10 日

#### ② 供給計画

送配電等業務指針第 9 条第 1 項第 1 号による。

毎年 3 月 1 日

### (2) 提出内容

II. 需要想定の基本事項の 2. 想定期間と 4. 想定対象（1）②及び（2）による。

### (3) 様式

供給計画の様式による。

#### **4. 小売需要の想定の検証**

小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、小売需要について、V. 供給区域の需要想定の検証の3. 検証対象及び4. 検証方法に準じて実績と想定の差を検証するなど、想定精度向上に努める。

#### **5. その他**

- (1) その他については「VII. 電力需要調書記載様式」に準拠すること。
- (2) 供給計画の変更を経済産業大臣に届け出る場合は、本要領に準じて策定した需要想定を本機関に提出する。
- (3) 本機関に提出する平成28年度供給計画の提出期限については、「平成28年度供給計画届出書の運用要領」に基づき別途、本機関より公表する。

## VII. 電 力 需 要 調 書 記 載 樣 式

(別紙)

調書用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする